

相模原市立緑が丘中学校 同窓会会則

第1条 (名称および事務局)

本会は、相模原市立緑が丘中学校同窓会と称し、事務局を相模原市立緑が丘中学校内におく。

第2条 (会 員)

本会の会員は、本校を卒業した者、及び本校に在職した教職員をもって構成する。

第3条 (目 的)

本会は会員相互の親ぶくをはかり、もって本校の発展に寄与し、かつ在校生の健全な育成に協力することを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 定期総会は、会長が必要に応じて招集し、開催する。総会の告知は学校ホームページを通じて行う。
- 2 クラス会等を随時開催し、会員相互の親交を深める。
- 3 学校ホームページなどを利用し、学校の情報や同窓会に関わる情報・報告等を、会員に知らせる。
- 4 学校の教育活動や周年行事等に、会費より援助を行う。また、10万円以下の執行額については、役員会で決議することができる。
- 5 在校生の部活動への支援ほか、広く学校行事へ参加する。
- 6 在校生に善行があった場合には、これを表彰することができる。
- 7 学校を含む地域環境を暖かく見守り、よりよい地域づくりに協力する。

第5条 (役 員)

本会に次の役員をおく。

- 1 会 長 (1名)
- 2 副会長 (2名以上、うち1名は**副校長**)
- 3 書 記 (2名以上、うち1名は本校に在職している教職員より)
- 4 会 計 (2名以上、うち1名は本校に在職している教職員より)
- 5 会計監査 (2名以上、うち1名は本校に在職している教職員より)
- 6 相談役 (1名以上、うち1名は校長、その他は必要に応じて)

第5条 (役 員)

本会に次の役員をおく。

- 1 会 長 (1名)
- 2 副会長 (2名以上、うち1名は副校長)
- 3 書 記 (2名以上、うち1名は本校に在職している教職員より)

- 4 会 計（2名以上、うち1名は本校に在職している教職員より）
- 5 会計監査（2名以上、うち1名は本校に在職している教職員より）
- 6 相談役（若干名、うち1名は校長、その他は必要に応じて）

第7条（役員の選出および任期）

- 1 役員の選出は前役員の推薦により、総会で承認する。
- 2 役員の任期は、4年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条（会 議）

- 1 定期総会は、会長が必要に応じて招集し、開催する。総会の告知は学校ホームページを通じて行う。
- 2 役員会は、会長が必要に応じて招集し、開催する。
- 3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決裁するところによる。

第9条（同期会・クラス会）

卒業年度ごとに、それぞれ学年幹事・クラス幹事を2名ずつ選出する。

第10条（運営費）

- 1 本会を運営するための費用は、会員が納める会費およびその他の収入をもってあてる。
- 2 会費の額については、役員会で検討し、卒業生の同意を得て決定する。
- 3 本会の創設にあたり、平成27年度卒業生より、1人あたり200円を納入する。

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条（会則改正）

この会則の改正は、役員会で協議し、総会で承認する。

附 則 この会則は昭和59年5月3日より実施する。

この会則は昭和63年5月3日より実施する。

この会則は平成15年6月1日に一部改正する。

この会則は平成26年9月27日に一部改正する。

この会則は令和3年7月21日に一部改正する。

運営補足

- (1) 第3学年主任は、卒業期に同窓会規約を新会員に配付し、説明する。
- (2) 第3学年主任は、卒業期に会費を納入し、副校長並びに校長に報告する。
- (3) 同窓会関係資料は、学校（副校長）が管理し、耐火金庫に厳重に保管する。
- (4) 原則として、毎年6月第1週の土曜日に会長が定例役員会を招集し、開催する。